

## 電気通信番号計画の一部を変更する告示案等に対する意見募集

- 意見募集期間：令和元年9月28日(土)から同年10月28日(月)まで
- 意見提出件数：1件（内訳：個人1件）
- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人

## 電気通信番号計画の一部を変更する告示案等に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1 法人に対する本人確認においては法人番号の提出も行なわせるべき。	考え方 1	
<p>&gt;電気通信番号計画</p> <p>&gt;別表第4 本人特定事項の確認方法</p> <p>最終利用者は法人である場合も存在しうると思われるが、その際には法人の名称、本店等住所、代表者氏名等の他に、法人番号の提出を行わせるようにしていただきたいと考える。</p> <p>(法人番号があると、一意な特定が容易であるし、また法人形態(と同時に名称や体制も変わる事があるかと思われるが)が変更になった際も、法人番号の突合を行わなければならないものの、法人番号が無い場合よりも追跡が容易であるので、是非とも法人番号の提出を行わせるようにしていただきたい。)</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>法人番号が識別できる法人の設立の登記に係る登記事項証明書を、法人の本人特定事項の確認手法の1つとしています。</p> <p>しかしながら、法人番号が識別できない場合も直ちに不適切ということではなく、手法の多様性を考慮し、一定の基準を満たせば他の手法でも認めることとし、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定も参考にして規定しているものです。</p>	無